

第5回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年7月3日(火)
会 場 KKRホテル熊本 2階 城彩

開会時間 午後 2時00分
終了時間 午後 4時30分

○ 出席委員等(23名)

会 長	幸 山 政 史				
副会長	村 崎 秀				
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	牛 島 弘		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	米 原 靖 雄		
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治		
	宮 原 スエ子	森 日出輝	田 川 家 稔		
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信		
	江 野 秀 春	長曾我部 久	西 村 榮 記		
	森 川 治 雄	松 見 辰 彦	井 川 正 明		

○ 欠席委員等(1名)

原 田 みよ子

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	嶋 村 悦 郎	中 川 和 徳
田 中 邦 彦	田 中 徹	池 田 哲 也
喜 佐 田 充 伸		

第5回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年7月3日（火）午後2時～

場 所：KKRホテル熊本 2階 城彩

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

[報 告]

議員専門部会からの報告
合併市町村基本計画について

[協 議]

(1) 前回提案

- 協議第12号 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて（その1）
- 協議第22号 介護保険事業の取扱いについて（その1）
- 協議第25号 広報広聴関係事業の取扱いについて
- 協議第26号 納税関係事業の取扱いについて（その2）
- 協議第28号 交通関係事業の取扱いについて
- 協議第30号 保健衛生事業の取扱いについて（その2）
- 協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて（その2）
- 協議第33号 環境対策事業の取扱いについて（その2）
- 協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その2）
- 協議第35号 商工・観光関係事業の取扱いについて（その2）
- 協議第36号 建設関係事業の取扱いについて
- 協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（その2）
- 協議第41号 選挙管理事務の取扱いについて
- 協議第42号 その他の事業の取扱いについて（その1）

(2) 今回提案

- 協議第 8号 地域自治組織等の取扱いについて（その1）
- 協議第19号 町名・字名の取扱いについて
- 協議第21号 国民健康保険事業の取扱いについて（その2）
- 協議第23号 行政連絡機構の取扱いについて
- 協議第24号 電算システムの取扱いについて
- 協議第29号 窓口業務の取扱いについて
- 協議第30号 保健衛生事業の取扱いについて（その3）
- 協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その3）
- 協議第35号 商工・観光関係事業の取扱いについて（その3）
- 協議第37号 都市計画の取扱いについて
- 協議第38号 下水道事業の取扱いについて
- 協議第39号 上水道事業の取扱いについて
- 協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（その3）
- 協議第42号 その他の事業の取扱いについて（その2）

[その他]

4 閉 会

午後 2 時 00 開会

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 5 回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで配布資料の確認を行います。御手元に上の方から「第 5 回熊本市・富合町合併協議会次第」その下に「出席者名簿」、それと綴じてあります「第 5 回熊本市・富合町合併協議会」の冊子と「熊本市・富合町新市基本計画（素案）」の冊子がございます。以上 4 種類の資料を配布しております。資料の不足等がございましたら事務局までお申し出ください。

それでは御手元に配布しております会次第に従いまして進行させていただきます。

まず最初に、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

会長挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さんこんにちは。それでは、一言御挨拶を申し上げます。本日は第 5 回目の合併協議会を開催いたしましたところ委員の皆様方には、それぞれ大変お忙しい中にかかわりませず、御出席をいただきましたことに対しまして、まず厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

ただ今、申し上げましたように、今回で第 5 回目を数えることになりました。これまで、第 4 回までお蔭様で皆様方の御理解と御協力の元に順調に審議を重ねてまいったところでございます。

今回第 5 回目におきましては、前回提案をさせていただきました、15 項目について審議をいただきたいというふうに思っておりますし、また新たに十数項目提案をさせていただきたいというふうに考えております。両市町にとりましてそれぞれ異なったサービス等も出てまいりますし、ボリュームもかなりのものになってまいります。できるだけ事務局の方からも丁寧な説明に心がけたいというふうに考えておりますが、皆様方の更なる御理解と御協力をいただきますように、どうぞよろしくお願い申し上げたいというふうに思っています。改めてではございますけれども、この協議会での審議を通しまして、より多くの市・町の住民の皆様方にこの合併の意義について御理解をいただき、そしてそれぞれの住民にとって実りある合併につながる事ができれば、という思いを持って会を進めさせていただいておりますので、どうぞ、改めまして皆様方の御協力をよろしく申し上げたいと存じます。

最後に改めまして、大変お忙しい中、そして足元の悪い中に御出席をいただきましたことに心から感謝を申し上げまして冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いします。

会長

それでは、早速ではございますが規約に従いまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いします。

まず、「委員の出席数について」でございますが、本日は委員22名の御出席いただいておりますので協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことをここに御報告させていただきます。

ここで会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名は議長が行うこととなっておりますので、指名をさせていただきます。

本日は、熊本市から宮原委員、富合町から金子委員にお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして御手元の次第に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。

最初に「報告」でございます。この報告につきましては、議員専門部会からの報告並びに合併市町村基本計画についての報告があります。それでは、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の豊永でございます。よろしくお願いいたします。

第5回熊本市・富合町合併協議会という厚い冊子がございますが、1枚目をおめくりいただきたいと思っております。目次でございます。

報告事項が今会長からお話がありました2つということでございます。それから前回提案分の議事が協議第12号から協議第42号までの15項目、それから今回提案分が協議第8号から協議第42号までの14項目ということでございます。

まず、報告ということをお願いしたいと思っております。3頁をお願いいたします。熊本市・富合町合併協議会議員専門部会の部会長の嶋田幾雄様から合併協議会の会長幸山政史様へ報告が行われております。次の頁をご覧くださいと思います。4頁をお願いいたします。第3回議員専門部会報告ということでございまして、開催日時が平成19年の6月28日午前10時からということで開催されました。それぞれ10名ずつ、御出席いただきまして20名の議員専門部会の委員さんで御協議をいただいたということでございます。審議の状況でございます。第3回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では付託を受けた協議第8号及び協議第11号について次のとおり審議されたということでござい

まして、協議第8号につきまして、地域自治組織等の取り扱いについて（その1）ということでございます。合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置するということでございます。名称は富合町とする。設置期間は合併の日から5年間とするということでございます。

次に協議第11号、合併市町村基本計画についてでございますが、合併市町村基本計画の素案について別紙のとおり提案するということでございます。4-1をご覧いただきたいと思っております。合併市町村基本計画でございます。別紙のとおりということでございますので、別紙に沿いまして簡単に御説明をさせていただきたいと思っております。なお、この基本計画は、本日ご覧いただきますのは素案でございます。本日御意見をいただいた上で、6日の日ぐらいから今月いっぱいぐらい、両市町で住民の方々に素案をいろいろな手法で提示をしていただきます。それから説明会等もそれぞれで開きたいというふうに考えております。それぞれの説明会、素案の提示による意見聴取によりまして、その内容も踏まえ本日の御意見等も踏まえまして、この基本計画素案を基本計画の案として再度この協議会の方に提示させていただくというふうに考えております。

今日は、素案ということで簡単に御説明をさせていただきます。1枚目をご覧いただきたいと思っております。目次でございます。第1章序章ということございまして、合併の必要性と計画策定方針が書かれております。第2章が新市の概要、第3章が主要指標の見通しということで平成27年までということで主要指標の見通しを挙げております。それから、第4章がまちづくりの基本方針、第5章が新市の施策、第6章が本地域における土地利用、第7章が新市における県事業の推進、第8章が公共的施設の適正配置・整備、そして第9章が財政計画ということになっております。駆け足で申し訳ありませんが、簡単に御説明させていただきます。

1頁でございます。序論ということで合併の必要性ということでございます。合併の必要性といたしましては、少子・高齢化社会への対応ということで安心して暮らせる社会を築くために、必要な人材の確保、財源の確保等に合併が必要であるということでございます。それから2番目に日常生活圏の拡大への対応ということでございまして、富合町からは熊本市の通勤・通学率は35.7%、商品購買率が48.5%というようなことで、行政区域の一体化が望ましいということが書いてございます。それから行政ニーズの多様化・高度化への対応。次の頁をお願いします。地方分権の受け皿というようなことで、ふさわしい行政組織を作るということで（4）で書いております。それから、（5）では、厳しい財政状況への対応ということで日本全国、今の改革の中で厳しい財政状況の中対応していかなければならないというようなことを書いております。それから、3頁でございます。「新しいくまもとづくり」の対応ということで、平成23年の九州新幹線鹿児島ルートの特急開業、そして都市圏間競争の激化等の話を書かせていただいております。九州中央の拠点都市にふさわしい、新しいくまもとづくりに取り組むものであるということと合併の必要性として書かせていただいているということでございます。

4頁をお願いいたします。この計画の策定方針でございます。この合併のときの基本計画につきましては両市町の将来計画を書くこととなりますが、今回の合併は編入合併ということで定めさせていただきましたので、編入合併の場合には、地域に限って計画を立てることが可能だということになっております。従いまして、(4)でございますが、本計画の対象地域は現富合町の地域を中心とするというふうに書かせていただいております。それから計画の期間でございますが、合併期日の属する年度及びこれに続く10ヵ年間ということで10ヵ年計画であるということを書いてございます。第2章からは少し飛ばさせていただきます。次に23頁でございます。この計画を作成するにあたりまして、一番23頁下の方に書いてございますが、参考資料といたしまして、富合町民を対象とした住民意向調査を実施したと書いております。平成19年の4月に富合町の全世帯にということで回収率が40.9%ということでございます。24頁25頁をご覧いただきたいと思っております。アンケートの結果ということでございますが、合併に対する期待というのをまず挙げております。一番上が、利用できる保健・福祉施設が増えることで、保健・福祉サービスの向上が図られる。2番目には行政や財政を効率化することによって、「財政基盤が強化される」「都市と自然のバランスがとれたまちづくりができる」等々ずっとここに挙げられております。それから、合併に対する不安といたしましては、「税金等の公共料金が高くなるのではないか」「合併後は中心部だけよくなり、周辺部が取り残されるのではないか」「行政区域が広がることで、地域の声が行政に反映できなくなるのではないか」等々の不安がございます。本地域の将来像ということで、皆さんがお考えなのは、「福祉・医療が充実した高齢者・障害者等のすべての人が住みやすいまち」「道路、公園、上下水道等の日常生活に必要な都市基盤が整ったまち」「幹線道路網の整備や、鉄道・バス等の公共交通機関が発達した、移動に便利なまち」等の将来像がございます。このような御意見を可能な限り実現していくということで基本計画はできているということでございます。

戻っていただきます。20頁21頁をご覧いただきたいと思っております。ここでは合併後のまちづくりに向けた課題ということで、いくつか挙げさせていただいております。暮らしやすく住みやすいまちづくりの推進、そして基幹産業である農業の振興ということも挙げております。次の頁22頁23頁でございます。地域資源の保全と活用ということで自然の資源と同時に、九州新幹線熊本総合車両基地の活用というものも挙げさせていただいております。それから両市町の交流の推進、それから九州中央域の交流拠点の形成というようなことで、交通の要衝としての環境整備と、国道3号線沿道の整備と役場周辺における拠点性の向上というようなものを挙げさせていただいております。

その上で、26頁でございますが、「めざすまちの姿」ということで、「豊かな自然と田園風景が息づく中で、誰もが健康で生き生きと暮らし、訪れる人を温かく迎える新市の南のエントランス」ということを「めざすまちの姿」としております。

29頁に、施策の体系ということでございまして「めざすまちの姿」、それを実現していくために1から7まで挙げさせていただいております。それを具体的に1つ1つ書いてい

ったのが、30頁からということでございまして、新市の施策ということでございます。ここでは、30頁では人と人との心が通い合う市民生活の実現ということで、人権尊重社会の構築、男女共同参画社会、防災・防犯体制、交通安全、地域コミュニティ活動の推進、交流によるまちづくりの推進、というようなことを挙げております。32頁には、誰もが健康で生き生きと暮らせる健康・福祉のまちづくりということでここに書いてございますが、健康づくり、高齢者支援サービス、障害者（児）支援サービス、子育て支援、ユニバーサルデザイン等を挙げております。34頁では、水と緑に恵まれた良好な環境の保全・形成ということで、ここに挙げてるようなことを保全・形成をしていくということを書いてございます。35頁では、安全で快適な住民生活と多様な交流を支える都市基盤の整備ということで、計画的な土地利用から1つ1つ、市街地整備の促進まで書かせていただいているということでございます。次の36頁に良好な住環境の維持・保全、それから公園緑地の整備、上下水道の整備、治水対策の推進というようなものを書かせていただいております。それから37頁は地域特性を活かした活力あふれる産業の振興ということで農業と水産業の振興、商業の振興、工業の振興、新たな観光・交流に向けた取り組みの展開というようなことを書いております。39頁では、豊かな心を育むまちづくりの推進ということで、学校教育の充実ということで小中一貫教育の話、生涯学習の推進、青少年の健全育成、スポーツレクリエーション活動の推進というようなものについて具体的に書かせていただいております。次は40頁の地域文化の振興、それから歴史的資源の保存・活用ということでございます。41頁は、市民協働によるまちづくりということで、積極的な行政情報の公開、効率的で質の高い行政サービスの提供、そして市民協働事業の展開ということを書いてございます。ここまでは、施策ということでございまして、この施策に基づきまして具体的な主要事業を42頁43頁に挙げさせていただきました。それぞれの施策に基づきます主要事業ということで、ハード事業とソフト事業に分けて書いているということでございます。消防署所の整備の事業や、富合地区の老人憩の家改修事業やこういうものの新たな事業、上水道事業ですね、ここら辺も新たに行われる事業ということでございます。それから幹線道路及び地域内の生活道路の整備事業ということになっております。それから右の方に行きますと、富合町の小中学校の校舎、プール等の改築等の話が書いてございます。それ以外にも、現在熊本市で行っている事業、それから新たに行う事業ということでそれぞれ施策に伴う主な事業を書かせていただいております。

44頁45頁でございます。ここでは、本地域における土地利用ということで、45頁の図の方に簡単なものでございますが、本地域における土地利用を書かせていただいております。それから46頁が新市における県事業の推進ということでございますが、現在、県と調整中ということでございまして、この段階では載せておりません。それから公共施設を適正に配置していきましょうということが47頁。そして48頁49頁が、財政計画でございます。財政計画では、括弧書きの中の2行目からですが、以下のような目的・条件ということでございまして、合併に向けての協議が進められている段階で、未定の項目

もあり、合併に要する経費や効果の全てを確定することはできません。したがって、掲出された数値データの中には、現段階における仮定の数値が含まれます。という但し書きの上で設定条件の中で歳出歳入の話を書いているということでございます。49頁の下の方をご覧いただきたいと思います。考え方でございますが、両市町がそのまま存続したらということで、収支の見通しの推計をまず左側に挙げております。それから、合併影響額の推計というものをそれに加えると。そして、新市としての重点実施する事業経費の推計を加えるということで財政計画を作っているということでございます。50頁51頁をご覧いただきたいと思います。財政計画策定年度が19年度ということございまして、まだ合併の期日は決まっておりませんが、一応現段階では、平成19年度からということで財政計画を書かせていただいておりますという状況でございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました議員専門部会からの報告並びに合併市町村基本計画の素案につきまして何か委員の皆様方から御質問等はございませんでしょうか。

どうぞ。森川委員さんお願いします。

森川委員

富合町の森川です。1点目はですね、合併特例区の話が今回出ていますけれども、これはイメージとして熊本県が他でやっていないですね、具体的にどのようなものができるか知っておきたいので。今、飽託4町が合併したときに旧町役場が総合支所みたいな形で残っていますけれども、それと今回の特例区がどういった違いになるか説明していただければと思います。

会長

事務局から合併特例区の説明をお願いします。

事務局

合併特例区といいますのは、特別地方公共団体ということございまして今度の平成17年度からの市町村の合併の特例等に関する法律、一般的には合併新法といわれておりますが、この中に規定されているものでございます。これはですね、一つの法人でございまして、例えば事務所機能といたしましては、総合支所として新たな新市の出先機関としての総合支所の中にかぶるような形でいいですか、オーバーラップするような形で法人格を持った特例区というようなものができるということでございます。その職員の方はですね、総合支所の職員の方との併任ということになります。特例区は法人格を持ちまして、予算を作成し、執行し決算を行うことができます。また、特例区の中に特例区の協議会の委員さんがおられまして、その方々がそれを承認する。最終的な決済につきましては市長

に報告をするというような形になっております。区長がそのような権限を持っており
というようなことでございます。よろしいでしょうか。

会長

よろしいでしょうか。

森川委員

了承の意思表示有り。

会長

他の委員さんから、何か今の報告事項につきまして何か御質疑等がございましたらお願い
いたします。特にございませんでしょうか。もし、ないようでしたら以上で報告に
つきましては終わらせていただきます。

それでは、続きまして協議に入らせていただきます。協議につきましては、前回提案
をお諮りしたいと存じます。前回提案の協議第12号から協議第42号までの15協議項
目につきまして前回に説明を行っておりますので、今回承認の是非をお諮りしたいと存じ
ます。それでは、前回提案の協議第12号「特別職の身分の取り扱いについて」につつま
して、事務局の方から簡単に説明をお願いしたいと思います。

事務局

7頁をお願いいたします。協議第12号「特別職の身分の取り扱いについて」でござい
ます。(1)です。富合町の常勤の特別職については、失職するものとする。富合町の非常勤
の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞ
れの職にかかる事務事業の内容に沿って別途協議、調整するということとなります。それ
から、農業委員会の委員については別途協議、それから消防団の取扱いについては消防・
防災のところで取扱いということでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第12号につきまして御質問・御意見等はご
ざいませんでしょうか。もし、ないようでしたら、原案のとおり承認ということ
でようございますか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第12号「特別職の身分の取扱いについて」に

つきましては原案のとおり承認というふうにさせていただきます。続きまして、協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて（その1）」につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

13頁をお願いいたします。協議第21号でございます。国民保険料（税）率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合するというところでございます。それから、国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合するというところでございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第21号につきまして御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

上村委員さん、お願いいたします。

上村委員

熊本市議会の上村でございます。国民健康保険の徴収方式が異なっておるわけですね。それで、ちょっと調べてみましたところ熊本市が料方式、富合町の方が税方式となっておりますけれども、違いといいますか、特徴的な違いを御紹介いたしますと熊本市が採用しております料方式については賦課遡及が2年ということになっていることに対して、税方式の富合町は3年ということになっております。さらに滞納処分に値します消滅時効につきましては、料方式が2年になっているのに対して税方式は5年ということになっております。更に徴収率は伺うところによりますと、どちらかといえば税方式の方が高いということではありますが、そこでお尋ねいたしますのが、国保会計にとっては税方式の方がメリットがあるというようなことになっているようですが、にもかかわらず、料方式に統合するというにされましたその理由ですね。それともう一つは税方式を採用されております富合町は収納率がどのような状況になっているのかお尋ねしたいと思います。

会長

それでは、料方式の理由と富合町さんの収納率と2点ございますが、それぞれ事務局からようございますか。

事務局 熊本市国民健康保険課

熊本市の国民健康保険課でございますけれども、熊本市も以前は税方式でございまして、昭和50年頃でしょうか。税から料方式に変わったということでございますけれども、料

方式から税というのは一般にはないわけですが、料方式でありましても、いろんな収納率向上対策を採ることによって、富合町さんと共同して取り組むことにより収納率の確保ということに努めていきたいと思っているところでございます。

会長

もう一点の富合町さんの収納率については。

事務局 富合町福祉保険課

富合町ですけれども、収納率ということですが、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきたいと思っております。

会長

後日ということですが。

事務局

事務局といたしましては、熊本市よりもはるかに収納率がいいということだけは、はっきり申し上げさせていただきます。90%は超えていたと思っております。

会長

90%。上村委員さんいかがでございましょうか。

上村委員

先程、御紹介しましたようにですね、熊本市も以前は税方式であったそうですけれども、この状態と比較していいですよと今の富合町さんから紹介があった収納率も含めて、税方式の方がですね国保会計にとっては非常に利点があるということでございます。徴収方式を変えるためには県知事との協議とか、さらに議会の承認とか、もちろん市民の理解とか、いろいろ課題をクリアしなければならない訳でありますけれども、今の熊本市の収納率が前年度で約85%なんです。利用者は高齢化が進んでおりますので、被保険者の利用は増えていくと思います。さらにこれに加えて、逆に収納率はなかなか見通しを楽観できないような状態が続くのではないかと思うわけですので、そういうようなことを考慮いたしますと、将来の国保会計のできるだけ見通しを作るためには、徴収方式については、もう少し掘り下げて、将来のことを検討しながら結論を出すべきではないかと思っておりますけれども、その点についてはどのようなお考えなんでしょうか。

会長

再度お尋ねがございましたけれども、お願いいたします。

事務局 西島幹事

事務局からお話いたしますと、2点申し上げます。まず、保険料でございますが、基本的には保険でございますので、健康保険の給付でございますね。これに対しての負担をはっきりさせるという意味では税方式も一つの方式でございますが、料方式というのは一つの給付と負担を明確化させるという意味では一つの方式であるというふうに理解しております。もう1点、収納率の確保でございます。収納率につきましては、様々な手法がありますが、今、確かに熊本市では85%程度でございますが、これについては個別の御相談等を申し上げる。それから滞納の方に対しては初期未納をなんとか払っていただけるような方式をとるといったような方法はあると思いますので、それについては別途、滞納対策等を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

司会

どうぞ、江藤委員さんお願いします。

江藤委員

市議会議員の江藤と申しますが、今、企画財政局長のお話はちょっと矛盾しております、昭和56年当時でしたか。熊本市も税でいくか料でいくかという議論を、当時熊本市議会でありました。時の市長いわく、料でいきますと。そのかわり、単年度赤字負担につきましては、当時の議会の議事録を見ても、全額一般会計で補てんするという議事録もありますし、しかし、熊本市も65億ぐらいの今赤字があるわけでございます、これは市長が進んで10ヵ年計画で再建するというのをやっておるわけですが、今、企画財政局長のお話を聞きますと、料がいいのか税がいいのか、はっきりわかりませんが、料でも税でも私はどちらでもいいのですが、企画財政局長として、今後赤字が出たときに全額一般会計で負担をするということを、新たにはっきり申し上げられるならば、私はどちらでもいいと思います。

会長

いかがでしょうか。事務局の方から。

事務局 西島幹事

これにつきましては、先生から御指摘がありました件については、国保会計を健全化するということは、私どもの最大の責務でございますので、この会計について例えば赤字が出た場合には、健全化計画等を作成いたしまして、私どもとしては精一杯頑張っていこうと考えております。以上です。

会長

はい。どうぞ。

江藤委員

西島局長がお話するのは、今後のことですけれども、合併協がそういうことでないならば、私と上村さんは保留させていただきたいと思います。今、あなたがピシャット言うならば、ピシャットこの場で今後今の熊本市の10カ年計画は市長が進んで、財政を立て直すということで10カ年計画が進んでいるわけでございます。今後、富合さんと合併して収納率が若干熊本市が劣るいろいろな問題が出た場合、単年度負担は企画財政局長が全て見るという保障していただければ結構でございます。

司会

事務局の方からございますか。

事務局 西島幹事

ただ今、御指摘がございましたように国保会計というのは毎年度会計を処理するわけですが、もう一点累積等の問題もございまして、これについても、私どもが計画的にこのような合併をいたしましたときに、計画的に今の状態から10カ年どういうことをしていくということをきちんと、整理する必要がございます。そういう意味では、御指摘になった点も十分ふまえてきちんとした対応を図っていきたいというふうに思っております。国保会計につきましては特に特別会計ということでございますので、そこについては一般会計からの繰り入れ等も視野に入れて検討するということになると思います。

会長

私のほうからも発言をちょっとさせていただきたいと思いますが、国保会計につきましては、委員も御承知のように健全化計画を一昨年だったでしょうか。策定をさせていただきました。その中には60億を超える累積赤字の問題もあり、一般会計の繰り入れにつきましても、それまでの計画がある以上にですね充当をさせていただくことによりまして、10カ年の中で累積赤字を解消していこうというふうな計画を立てさせていただいたところでございます。しかしながら、ここにきましてですね、医療制度のですね見直しがございましたり、後期高齢者の医療制度等が始まりましたりですとか、10カ年計画自体を見直さなければいけない状況になってきているわけございまして、江藤委員さんもそのへんはよく御承知だろうと思いますが、その計画を見直します中できちんと累積赤字の解消に向けてですね、取り組んでいくというふうなことを、まさに今作業中でございますので、是非ともそのへんは御理解をいただければと思いますが。

はい。どうぞ。

上村委員

私も徴収方式を変えたからといって、すぐそれが成果になって答えが出るという代物ではないというのは理解しております。ただ、今のような収納率の状態が続きますと、結局は最終的には市の財政が圧迫されることになることになり、市民の台所も圧迫されることになるわけですので、この際もう少し、将来を見通しをして、一般会計の方からは、本当に赤字負担がずっと将来に渡ってなされていくような財政状況にあるのかですね、そこらあたりも含めてですね、この問題については次回までの間にですね、もう1回執行部の方で検討していただいて、結論を出すべき重要な問題ではないだろうかと思えますけれども、いかがでしょうか。

会長

ただ今、上村委員さんの方から協議第21号につきまして、特に徴収方式につきまして、もう少し検討する必要があるのではないかというふうな御意見があったところでございますが。事務局の方から何かありますか。

事務局

御意見があるということでございますので、今日ということではなくて、次回までにといいことで、議論をさせていただこうということで次回にもう一回提案させていただこうと思えます。

会長

事務局からそういう説明でございますので、協議第21号につきましてはまた次回に皆様方に事務局の方で再度、中身をつめました上で再提案をさせていただきたいというふうに思いますがよろございますか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第22号「介護保険事業の取扱いについて(その1)」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

17頁をお願いいたします。協議第22号でございます。1番でございます。介護保険

事業のうち下記の熊本市のみの事業については、第3期介護保険事業計画期間中は現状のまま富合町では行わないということでございまして、第4期の平成21年度からは新市の事業として実施するというところでございまして、ここにあります家族介護者教室開催とかりフレッシュ事業とかケア付住宅の話は21年度からというふうにさせていただくということでございます。

それから2番目の同じ事業のうち、介護保険料でございますが第3期までは富合町は現状のままといたしまして、第4期21年度からは熊本市の例により統合するというところでございます。

3番目、介護保険事業のうち富合町のみの事業、食の自立支援事業でございますが、第3期は現状のままとし、その後の取扱いについては平成20年度までに検討するというところで、21年度の第4期でどういうふうに取り入れていくかどうかという議論はそれまでにしていきたいというような調整方針でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第22号につきまして、御質問・御意見等がございましたらお願いいたします。

特にありませんでしょうか。それでは、質問がないようでございますので原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第22号「介護保険事業の取扱いについて(その1)」につきましては原案のとおり承認ということにさせていただきます。

続きまして、協議第25号「広報公聴関係事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

25頁をお願いします。協議第25号でございます。広報公聴関係事業の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、広報紙の配布方法については、富合町の方で行政連絡機構、行政連絡員いわゆる区長さんがおられますので、その取扱いの項目において別途協議をするということでございます。

会長

ただ今、事務局の方から説明がありました協議第25号につきまして、御意見・御質問

等ございましたらお願いします。特にありませんでしょうか。

それでは、ないようでございますので、原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第25号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第26号「納税関係事業の取扱いについて(その2)」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

29頁でございます。納税関係事業の取扱い(その2)でございます。コンビニエンスストアでの市税収納ということでございます。新市の事業として継続していくということでございますが、電算システムの開発が整い次第実施するということでございます。合併と同時ということは、ちょっと技術的にまだ困難なところがございますので、電算システムの開発が整い次第実施するという調整方針でございます。

会長

ただ今、説明がございました協議第26号につきまして御意見・御質問等ありますでしょうか。ございませんでしょうか。それでは、ないようでございますので原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第26号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第28号「交通関係事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

33頁でございます。ここに書いてございます、交通傷害保険と交通安全協会でございますが、合併時に熊本市の例により統合するということでございます。

会長

ただ今、事務局から説明のありました協議第28号につきまして御質問・御意見ありませんでしょうか。ございませんでしょうか。ないようでございますので、原案のとおり承認ということでようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第28号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その2)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

37頁をお願いいたします。協議第30号でございます。保健衛生事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合するというものでございまして、肺がん検診から個別予防接種まで同じような制度か、もしくは熊本市の例が若干有利かというようなものでございます。それから、保健衛生事業のうち基本健康診査については、医療制度改革に伴い、平成19年度で終了し、平成20年度からは医療保険者が行う特定検診へ移行するため、今後その手法について検討していくものとするということでございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第30号につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。ないようでございますなら、原案のとおり承認ということでようございますか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは協議第30号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その2)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

49頁でございます。協議第31号でございます。ここでございます敬老の集い、敬老

祝い品支給、災害見舞金等につきましては、合併時に熊本市の例により統合するという
ことでございます。以上でございます。

会長

ただ今の説明につきまして何か御質疑がありますならお願いいたします。特にござい
ませんでしょうか。ないようでございますなら、原案のとおり承認ということでよろこび
ますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第31号につきましても原案のとおり承認とさ
せていただきます。

続きまして協議第33号「環境対策事業の取扱いについて(その2)」につきまして事務
局からの説明をお願いいたします。

事務局

57頁でございます。協議第33号。環境対策事業のうち熊本市のみの事業でございま
すが、下に書いてございます人工かん養促進事業と水資源有効活用促進事業というこ
でございですが、新市の事業として継続するということでございます。

会長

ただ今説明のありました協議第33号につきまして御意見・御質問等はございませ
んでしょうか。もし、ないようでございますなら原案のとおり承認ということでよろこ
びますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは協議第33号につきましても原案のとおり承認とさ
せていただきます。

続きまして協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて(その2)」につきまして
事務局からの説明をお願いします。

事務局

63頁をお願いいたします。1番でございます。農業振興地域整備計画変更については、

合併後3年を目途に統合のための計画変更を行うということでございます。そして整備促進協議会につきまして変更時期にあわせて、熊本市の例により統合するというところでございます。2番目の農業構造改善事業補助金については、現行のとおり存続する。3番目が農業生活研究グループ連絡協議会補助金につきましては、合併後速やかに廃止するというところでございます。4番目の農産物新品種導入補助金及び酪農ヘルパー補助金については、3年間は現状のままとし、その後は廃止する。5番目、農林水産関係事業のうち下記の事業については、熊本市の例により統合するというところで下に書いてあるとおりでございます。それから農区長制度については、新市の制度として継続するというところでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第34号につきまして何か御意見・御質問等がございますでしょうか。

本田委員さん、お願いいたします。

本田委員

富合町の本田でございます。ただ今の説明の6番目、農区長制度ですけれども富合町では現在、行政からの連絡とか活動を行っているのが区長です。それからJA関係が地区長というのがおありまして、JAの連絡あるいは活動を行うのが地区長。その2通りで現在やっておるわけですね。新市になった場合、農区長制度を取り入れることになるわけですが、現在2通りの流れがある中で、合併と同時に農区長制度をとり入れた場合、負担が1つのところにきて非常に混乱するのではないかと。熊本市の農家の方に聞くと、そういうことの流れで問題はないということをお聞きしますが、富合の場合、農区長という話だけでも知らない人がほとんどなわけなんです。それを合併と同時に取り入れた場合、地区の農区長になった場合まだはっきり見えてきていないと。不安とか混乱がこれから先、出てきやしないだろうかという懸念を持っております。従いまして今、JAと話をしながら、農区長制度をどのように対応していくのか話し合ってる最中でございますので、できればこれを継続審議にしてはと思っております。以上でございます。

会長

ただ今、本田委員さんの方からJAとの協議中でもあるということでございますが、保留ということですが、事務局の方から何かありますか。

事務局

協議第34号のその2のうちの6番目、農区長制度のみ次回の方に回させていただいた

と思います。それ以上は今日御審議いただけたらと思います。

会長

6番の農区長制度は保留と。残りについては御審議をいただきたいということでございますが、そのような取扱いでよろしいでしょうか。1から5について、皆様方から御意見・御質疑等ございませんでしょうか。協議第34号の「農林水産関係事業の取扱いについて（その2）」につきましては、1番から5番までにつきましては御意見・御質問等ございませんので、承認ということでよろしいでしょうか。

（承認の意思表示有り）

会長

それでは、そのように扱わせていただきまして6番の農区長制度につきましては保留ということで取り扱わせていただきたいというふうに思います。

続きまして協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて（その2）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

79頁をお願いいたします。企業立地促進事業については、熊本市の例により統合する。ただし、合併時に富合町の条例に基づき指定を受けている、企業誘致に伴いまして税の減免という指定を受けている企業等については現行どおりとするということでございます。2番目、商工会補助金については、現行どおり存続する。3番目、商工・観光関係事業のうち、下記の熊本市のみの事業については、新市の事業として継続するというところでございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第35号につきまして御質問・御意見があればお願いします。特にございませんでしょうか。ないようでございますなら、協議第35号につきまして原案のとおり承認ということでよろしいですか。

（承認の意思表示有り）

会長

ありがとうございます。協議第35号は原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第36号「建設関係事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

9 1 頁をお願いいたします。1 番、建設関係事業のうち下記の事業、道路法による新規道路の認定基準、里道の整備、道路占用料、河川の維持管理は合併時に熊本市の例により統合するというごさいます。2 番目、町営住宅のごさいます。住宅使用料の算定については合併時に熊本市の例により統合いたします。しかし、富合地域においては既存施設の建替え等が行われる間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とするというごさいます。

会長

協議第 3 6 号「建設関係事業の取扱いについて」につきまして何か、御意見・御質問等ごさいますならお願いいたします。特にありませんでしょうか。もし、ないようでありますなら、協議第 3 6 号につきまして原案のとおり承認とういことごさいますか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第 3 6 号につきまして原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第 4 0 号「教育関係事業の取扱いについて (その 2)」について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

9 9 頁をお願いいたします。合併後も新市の事業として現行のとおりとするということごさいます。小中一貫教育 (教育特区) を現行のとおり継続するというごさいます。それから 2 番ごさいます。市立高校の通学区域については、合併時に熊本市の例により統合するということごさいます。富合町も市立高校の通学区域に入ることごさいます。3 番目ごさいます。合併時に熊本市の例により統合するということごさいます。地域公民館への補助金、学校図書館充実事業ということごさいます。4 番目が育英奨学金の事業につきましても、合併時に熊本市の例により統合するということごさいます。5 番目、合併時に青少年育成会議と青少年健全育成事業を熊本市の例により統合するということごさいます。以上ごさいます。

会長

協議第 4 0 号につきまして、御意見・御質問等ごさいますならお願いいたします。

森川委員さんどうぞ。

森川委員

富合の森川です。小中一貫をやっておりますけれども、私のところにも小学校中学校に通う子供がいますので、これがせつかく効果が上がりつつあるということでございますので、継続をお願いしたいということで、前も言ったとおりですけれども、2点ほど気になります。1点目が、これは県の方にも関係するかと思いますけれども、教職員の人事というのが、基本的に県の教育事務所単位でやられていると。これが事業を継続して富合の方は宇城教育事務所で人事等を考えられていると。熊本市は熊本市の教育事務所で行われていると。ここらへんで、合併に伴って教職員の異動なんかもスムーズに行くように協議をお願いしたいということと、内容に関してかなりカリキュラムの部分を変更しているということがありますけれども、これがこの後熊本市との合併の中でも地域の保護者の声がいかにされるように、例えば合併特例区の中で教育関係の事務をやるような組織を位置づけていただくとか、そういった部分の配慮をお願いしたいと。よければ、この2点を今後検討していただければと思います。

会長

ただ今、森川委員さんから2点お尋ねがございましたけれども、事務局からお願いいたします。

事務局

熊本市 教育委員会 教育企画課

市の教育企画課でございます。まず、1点目の教員の加配でございますが、これにつきましては、県教委の方をお願いしたいというふうに考えております。それから、事務的な取扱いのセクションの話でございますが、これにつきましては、全体的に新年度の事務局の体制を考える中で検討してまいりたいと考えております。

会長

ただ今、事務局の方から説明がありましたけれども、ようございますか。

森川委員

了承の意思表示有り。

会長

ありがとうございます。はい。どうぞ。松永委員さんお願いいたします。

松永委員

富合町の松永でございますが、今の質問にも継続した形なんですけれども、教員を熊本県の教育委員会の方にお願ひするというので、私も市の教育委員会と熊本県の教育委員会と算定の差があるというふうな話を聞いております。具体的にですね、先生たちの人数の今の現状の確保ですね。それと、この後に提案されるその少人数という形の中で、ようするにクラスが増える分だけ先生を配置しなければならないと。その分も含めてですね、先生の確保といったことに関しては、必ず間違いないということであるかお願ひいたしましたと思います。

会長

事務局からお願ひします。

事務局

熊本市 教育委員会 教育企画課

御指摘のとおり、県教委とも協議をしますし必要な人員につきましては、配置をしていきたいと。市費の教員の負担、配置も考えていきたいというふうに思っております。

会長

いかがでございましょうか。

松永委員

実際的に、富合小中学校で先ほども何回も言いますように一貫教育という形で、勉強の文武の文ばかりではなくて、やはり教育で心の教育とか、どうしてもやり遂げていかなければならないということで、一貫教育に関しても先ほどから言うように、成功の方にですね流れていってるということで、先生たちも非常にそれで頑張っております。人数が先生がもし減るようなことがあれば、非常に子供たちに、一人一人少人数学級ということも考えているということで、そこらへんも含めてですね、先生の確保というのは是非必ずやってもらいたいということをお願ひしたいと思います。

会長

再度、事務局の方からお願ひします。

事務局

熊本市 教育委員会 教育企画課

先程申しましたように必要な人員につきましては、確保していきたいというふうに考えております。

会長

ようございますでしょうか。

松永委員

了承の意思表示有り。

会長

他にございませんでしょうか。もし、ないようでございますなら、協議第40号につきまして原案のとおり承認ということでよろしいですか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第40号を原案のとおり承認ということにさせていただきます。

続きまして協議第41号「選挙管理事務の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

113頁をお願いいたします。協議第41号でございます。(1) 富合地域の投票区の区割りについては、合併時までには有権者数及び地理的条件を考慮し、見直しを検討するものとするということでございます。合併時まで見直しをすると。(2) 農業委員会委員の選挙につきましては別途協議というふうにしたいと思っております。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました協議第41号につきまして御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

森川委員さんお願いいたします。

森川委員

これは、直接選挙管理事務ではないんですけれども、この合併をした後富合町は熊本市の一部となりますけれども、衆議院、参議院の選挙、県議の選挙等の選挙区なんかはどうなるかという、将来の方向性を参考までに聞かせていただければと思います。

会長

衆議院、参議院、もしくは県議選の選挙区割りがどうなるかということではありますが、少々お待ち下さい。

事務局

今日は選管が来ておりません。ちょっとお答えは次回にさせていただきたいと思います。

会長

お答えは次回にということですが、他に何かございませんか。
松見委員さんお願いいたします。

松見委員

選挙区の区割りにについてのお尋ねですね、県の選管の仕事もしておりますので、そちらの方の立場からということでお答えしたいと思いますけれども、衆議院につきましては、市町村の区域と直接区割りは関係ありませんので、衆議院の選挙区、何区ということについて、これについては10年おきの国勢調査の結果をもとに、国の方で審議が決まっていくという形になります。従いまして、今度やる衆議院の3区の補欠選挙、ここも阿蘇にありました蘇陽、旧蘇陽は今山都町でございますけれども、3区の選挙区のままという形になりますので、今度山都町も対象になっていると。一部だけですけれども、旧蘇陽町の部分はそのようになります。県会議員につきましては市町村ごとにそのように、定数を割り振っていきますので当然合併によりまして、増えた人口、全体の人口の中で再度定数が決定されるという形になります。当然合併しますと、熊本市の中に富合町が入ってくるという形になります。参議院議員は全県一区でございますので、そういうことです。

会長

ありがとうございます。松見委員さんに事務局代わりにお答えいただきありがとうございます。ようございますでしょうか。他何か御質問がございますでしょうか。もし、ないようでございますなら、協議第41号につきましても原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして協議第42号「その他の事業の取扱いについて(その1)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

117頁をお願いいたします。防犯協会それから防犯灯設置補助金についてでございますが、熊本市の例により統合するというところでございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第42号について何か御意見・御質問等あればお願いいたします。特にございませんでしょうか。もし、ないようでございますなら協議第42号について原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第42号につきましても原案のとおり承認というふうにさせていただきます。

続きまして、今回提案分に移らせていただきます。今回提案の協議第8号から協議第42号までの14協議項目につきましても最初の協議になりますので委員の皆様には御説明を行いました上で、次回の第6回の協議会で承認の是非をお諮りしたいと、これまでどおりですが考えております。よろしくお願い申し上げます。

それでは、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その1）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

それでは、今回提案分の協議につきまして御説明を申し上げます。123頁をお願いいたします。協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その1）」でございます。合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置する。1、名称は富合町とする。2、設置期間は、合併の日から5年間とする。というものでございます。先ほど報告にございましたが、議員専門部会より御提案いただいた項目でございます。125頁をご覧ください。地域自治組織等についての取扱いの比較表を出しておりますけれども、ここにおきまして現在の法制度におきまして、地域自治組織の4組織を例示いたしております。地域審議会、地方自治法に基づきます地域自治区、合併特例法に基づきます地域自治区、そして合併特例区でございます。その制度の内容について掻い摘んでその比較を出しておりますが、特に合併特例区におきましては、法人格がございまして、設置期間が5年以内で区長がおかれる。予算編成権を他の制度では持っておりませんが、持ってあります。それから人事権もその中ではございます。地域自治の組織の名称を住居表示で使用するというところでございます。この詳しくは126頁127頁で詳細に記述がございしますが、今、申し上げた他に127頁の審議機関で合併特例区協議会を設けまして、いろんなやっていく事業の審議

でありますとか予算の承認を行っていくという制度でございます。このような、自治組織の中で自治権限が拡充されている中で特例区の設置をという御提案でございます。規約等の中身あるいは制度設計につきましては、今後にもまた御提案をさせていただく予定でございます。それから、特例区で行います事業につきましては、この後、各協議項目で提案をさせていただいておりますので、この中で御説明を申し上げたいと思います。特例区の権能といたしましては、その地域を単位として処理することで事務の効果的な処理を行う。地域住民の利便性の向上のために必要と認められるという趣旨がございます。以上でございます。

会長

事務局から説明がありました、協議第8号につきまして「地域自治組織等の取扱い」についてでございますが、何か御意見・御質問等がございますならお願いいたします。

米原委員さんお願いいたします。

米原委員

町議の米原と申します。地域自治組織等の取扱いにつきましては、地域自治組織のうち、合併特例区の制度を導入するということの御提案でございますが、私は区域の住民の意向を行政に反映させるとともに、合併後の一定期間、地域の特性を尊重しつつ、新市としての一体性を築き上げていくためにも、合併特例区を設置することが必要だと思います。また、合併特例区を設置するかしないかの決定を早めに行わないと、予定されている関連のある協議項目に影響が出てくると思います。地域自治組織等の取扱いは議員専門部会での付託事項であり、また、合併特例区の規約等については再度提案されるということでもありますので、今回承認までお諮りしてよいのではないかと考えて御提案をいたします。よろしく申し上げます。以上です。

会長

ただ今、米原委員さんの方からこの協議第8号の取扱いにつきまして、先ほど御説明いたしましたように本来であれば今回は提案、次回が承認ということになりますが、今回承認までいただいたらどうでしょうかという意見がございました。他の委員さんから御意見等ございますならお願いいたします。

森川委員さん、お願いいたします。

森川委員

富合の森川です。この合併特例区につきまして住民グループの勉強会をやったときに、富合町は熊本市と合併するのはこの制度を使った方がいいなという意見は出たことがあります。といいますのが、富合の場合、今まで熊本市さんの方は広域行政をやっていないとい

う部分がありますし、富合町でも独自の幾つかの制度をやっております。小中一貫特区だとか、御承知かと思えますけれども新幹線対策のための対策課を作っております。そういったものは、熊本市全体ではなく、富合町地域で考えなくてはなりませんので、そういった富合町独自の考えでいくときにそこで、ある程度、意思決定ができる組織を残していた方がいいかと思えます。熊本・富合の中で全体的にやらなくてはいけない事業は、当然全体の中で考えなくてはならない事業もありますけれども、地域の生活に根ざした部分もスムーズに合併ができるように、5年間の期間を有効に使えたらと思えますので、そういった意味でも県内では今までないんですけれども、こういう新しい制度にチャレンジしてみる価値があるのではないかと思います。

会長

ありがとうございました。他に委員の皆様方、何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

米原委員さんの方から、承認までお諮りしてもいいのではないかと。また、森川委員さんの方からも合併特例区の意義等につきまして御意見が出たところでございますが、協議第8号につきましては、この場でお諮りをしたいと思えますがよろございますでしょうか。事務局の方はいかかでしょうか。

事務局

今日、御決定いただけるのであれば、この後の協議にも反映していきたいと思えますのでお願いできたらと思えます。

会長

お諮りするということでよろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その1）」につきまして、合併時に富合町の区域に「富合町合併特例区」を設置するとします原案につきまして、承認ということでよろございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

それでは、協議第8号「地域自治組織等の取扱いについて（その1）」につきましては、

原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして協議第19号「町名・字名の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

131頁をお願いいたします。協議第19号「町名・字名の取扱いについて」でございます。1、熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。2、富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。これは、ただ今の合併特例区を設置し、名称を富合町とすることに伴うものでございます。

133頁をご覧ください。具体的な例といたしましては、右の方に書いてございますが、「下益城郡富合町大字榎津〇〇番地」という現在の表記が「熊本市富合町榎津〇〇番地」という形になるわけでございます。以下は一覧を付けております。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第19号につきまして、御意見・御質問等ございますならをお願いいたします。特にございませんでしょうか。ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、移らせていただきます。続きまして協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その2)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

141頁をご覧ください。協議第21号「国民健康保険事業の取扱いについて(その2)」でございます。1、療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保険事業の経費に充てるものとするものでございます。これは、143頁をご覧くださいますと、療養給付支払等基金についての状況が書いてございます。基金を現在、7400万余ございますが、これを活用いたしましてふるさと総合健診、腹部超音波検診、特例区期間内実施をしていくというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今の説明につきまして、何か御質問等がございますならをお願いいたします。特にあ

りませんか。もし、ないようでありますなら、次の協議項目に移ってもよろしいですか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、移らせていただきます。続きまして、協議第23号「行政連絡機構の取扱いについて」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

145頁をお願いいたします。協議第23号「行政連絡機構の取扱いについて」でございます。行政連絡機構の取扱いについては、富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度とし、その後、熊本市の例により統合するものでございます。

147頁をご覧ください。行政区・区長組織等（行政連絡員制度）という項目を書いております。現在、富合町の方では行政区22地区にそれぞれ嘱託員を置かれて、年度での委嘱をされております。これを合併特例区設置期間、年度内3月までという意味でございます。その委嘱をこの期間内は、継続してお願いするというものでございます。広報紙の配布等につきましても現行を維持するものでございます。それぞれ区長でやっておられる仕事につきましても、参考資料としてその後の2頁に渡って載せております。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第23号につきまして、何か御質問・御意見等ございませんか。

岩永委員さんをお願いいたします。

岩永委員

富合の岩永です。合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持しながらその後は熊本市に統合するとなれば、例えば富合の場合、今22地域がございますけれども、それがある程度合併されてですね、いくつか減らされるのか。例えば田尻なら田尻で行政区として残るのかそこらへんの考えをお聞きしたい。

会長

ただ今の岩永委員さんからの質問につきまして、よろしいですか。

事務局 熊本市 地域づくり推進課

地域づくり推進課でございます。ただ今の御質問でございますけれども、現在、行政区は22地区ということでございますけれども、今後、この問題につきましては、合併後の5年計画の中でどういう形で行政区割をするのかということになろうかと思っております。

会長

どうぞ、岩永委員さん。

岩永委員

私と思うのは、天明飽田なんかが、富合町と同じ形態ではなかったかと思えます。地域においては、今、天明飽田がどういうふうな運営をされているのかお聞きしたい。

会長

今、天明飽田がどのような取扱いになっているかお聞きしたいということではありますが。

事務局 熊本市 地域づくり推進課

地域づくり推進課でございます。これまで、合併されました4地区でございますけれども、だいたいそれまで合併までに行われておられた行政区をそのまま踏襲されておられると思っておりますけれども。

岩永委員

ようございますか。富合町の場合、結局嘱託員と区長というのは一緒です。区長というのは、その地区の代表でおられます。そうすると、富合町の方から区長になった人が嘱託員として委嘱されてきた経過がありますので、そこらへんが一緒に変わってもらいと混乱というか、そういう点も配慮していただきたいと思えます。

会長

今回は提案ということでございますので、次回までにですね、その考え方につきまして、私ども、それから富合町さんの方で少し整理をさせていただきたいと思えますので、そういうことでようございますか。

岩永委員

了承の意思表示有り。

会長

ありがとうございます。どうぞ、他に御意見等ございますならお願いいたします。他はございませんでしょうか。それでは、ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして協議第24号「電算システムの取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

151頁をご覧ください。協議第24号「電算システムの取扱いについて」でございます。電算システムの取扱いについては、熊本市のシステムに統合するものでございます。153頁の個票をご覧ください。基幹系システムを1番目に出しております。これは、主に住基台帳システムを中心といたしまして住民登録情報を基とした各住民生活全般にわたる基本的なサービスを行うシステムでございますが、これにつきましては、住民サービスに影響を及ぼすことがないように合併時に統合しなければならないシステムを優先して統合を進めるものでございます。影響がなく改修に時間を要するシステムについては、並行運用等で、合併後に随時統合を進めるものでございます。それから県や宇城広域連合等で取り扱われている事務につきましては、これらの団体と調整するものでございます。それから159頁をご覧ください。2番目に情報ネットワークシステムを出しておりますが、これは熊本市電算システムに統合するものでございます。これは、インターネット等を利用した市民等に情報の提供や収集・受付等を行うものでございますが、熊本市の情報ネットワークシステムを富合町の各施設に拡張するものでございます。それから次の160頁をご覧ください。3番目に個別システムと挙げておりますが、これは基幹系システム以外の各個別で構築いたしましたシステムでございます。内容といたしましては、基幹系のシステムと同様にサービスに影響を及ぼさないように、統合の必要なシステムを優先するものでございます。これ以下に個別システムについては、各システムの内容を示しております。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第24号につきまして、御意見・御質問等がございますならお願いいたします。特にありませんでしょうか。それでは、次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第29号「窓口業務の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

169頁でございます。協議第29号「窓口業務の取扱いについて」でございます。1、窓口業務のうち勤務時間外の対応の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。時間外及び土曜日、日曜日、祝日の戸籍届けの対応につきましては、熊本市役所本庁舎のみの受付とする。2、窓口業務のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。印鑑登録事務、住民基本台帳カード交付事務でございます。171頁に勤務時間外の対応について両市町の現況が書いております。富合町の方では現在、年間30件程度のものでございまして、20件程度は死亡の案件でございますが、葬儀社の方でされておるといことで、年間10件程度の婚姻届けあたりに影響が出てくるということでございます。これは、市庁舎の方でまとめて処理するというものでございます。172頁の印鑑登録事務でございますが、富合町が合併前に発行いたしました印鑑登録証は有効でございまして、本人の申し出がありあましたときには、旧登録証を返還いたしまして新しい登録証を交付するというシステムで対応していきたいというものでございます。次の住民基本台帳カード交付事務につきましても同様の取扱いをする予定でございます。以上でございます。

会長

ただ今の協議第29号「窓口業務の取扱いについて」何か御意見・御質問等があればお願いいたします。ありませんでしょうか。それでは、ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その3)」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

175頁をお願いいたします。協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その3)」でございます。1、乳幼児健診のうち、乳児健診は、当分の間現行どおり存続する。幼児健診については、合併時に熊本市の例により統合する。2、組織育成(母子保健)につい

ては、合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては、新市において検討する。3、5歳児相談については、当分の間現行どおり存続する。4、集団予防接種については、当分の間現行どおり存続する。5、下記のふるさと総合健診、腹部超音波健診、健康まつりについては、合併特例区の事業として実施するものでございます。それぞれの個別を177頁からご覧下さい。乳幼児健診の中で1番目の乳児健診につきましては、富合町の方で毎月1回育児相談、保健・栄養指導等の実施をされております。これは、母親どうしの意見交換の場となっておりますので、要望が非常に強いということで当分の間現行どおり存続をさせていただくものでございます。それから178頁の母子保健の組織につきましては、富合町については母子保健推進員の制度を設けられ22地区を14名の推進員で担当されているということでございます。非常にそれぞれのお母さん達は安心されておるといふことで、合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては、新市において検討するというものでございます。それから、次の頁の5歳児相談ということでございます。軽度発達障害児等の心の異常でありましたり、そういった問題を早期に発見するというので、県内でも先進的に町の方で実施されているものでございます。臨床心理士を2名使った10万円程度の事業費でやっておられますが、これについても当分の間現行どおり存続するというものでございます。それから180頁でございますが、集団予防接種でございます。これは雁回館でポリオ、BCGの接種が実施されておりますが、現行どおり当分の間、集団予防接種を雁回館で実施していくということでございます。それから181頁のふるさと総合健診でございますが、先ほどございましたように合併特例区の事業として実施するものでございます。ふるさと総合健診というものを富合町では総合健診ということでやっておられます。熊本市では単体ではございますが、総合的なものがございませんので、5年間特例区の事業として総合健診を実施するものでございます。それから、次の182頁の超音波健診も同様でございますが、19歳以上の方に雁回館で実施していくものでございます。それから、合併特例区の1つといたしまして、定期的にこれまで地域で実施されてきたイベントというのが1つの事例としてございます。そういうものから183頁にございます健康まつりもそのうちの1つでございますが、これを合併特例区の事業として継続していくというものでございます。これは、健康の里フェスティバルと銘を打ちまして、11月にされておりますが、文化祭と健康祭と産業祭の3つをこの月間に一緒に実施をされております。文化祭の方は11月1日～3日、健康祭は講演会を中心として、それから産業祭を最後の23日にやっていくという展開でございます。保健衛生事業の取扱いについては以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第30号につきまして何か御質問・御意見等があればお願いいたします。ないようでございますなら次の項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて(その3)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

185頁をお願いいたします。協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて(その3)」でございます。1、土地改良事業等補助金につきましては、熊本市の例により統合する。ただし、運営費補助は、平成25年度まで現状のままとする。2、産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施するものでございます。187頁をご覧くださいますと、土地改良事業費等補助金の内容が書いてございます。次の頁188頁の上のほうに土地改良事業補助と書いてございますが、これを25年度まで継続するものでございます。主に土地改良区の管理人さんの人件費等でございますが、25年度までと申しますのは片方で補助の特別賦課金の補助金が25年度までございまして、これに伴う地元負担金もございます。こういったものを地元負担金の負担の補助のためにも、補助を一部充てて必要であるということから、25年度まで継続するものでございます。それから産業祭負担金につきましては、次の頁でございますが、今申し上げましたように健康祭と一緒に併せてされておりますが、農産物品評会や物産の販売を中心として実施をされております。JAと併せて町から負担金を出されております。11月23日にされておりますがこれを合併特例区の事業として実施するものでございます。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました、協議第34号につきまして御意見・御質問等はございませんでしょうか。特にありませんでしょうか。ないようでございますなら、次の協議項目に移ってもよろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。続きまして協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて(その3)」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

191頁でございます。協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて(その3)」

についてでございます。ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施するものでございます。193頁の個票を見ていただきますと、その内容を書いておりますが、実行委員会を作りまして商工会が事務局をやっておられます。8月の上旬から中旬にかけて緑川の総合公園、緑川の河川敷でございますが、そちらのほうで最近はやっておられる。ステージショーや花火大会等を実施されているということで非常に町民に親しみ深い祭りであるということで、こういうコミュニティ確保の事業ということで合併特例区の事業として実施するものでございます。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました、協議第35号につきまして何か御意見・御質問等がございますならお願いいたします。

どうぞ、江野委員さんお願いします。

江野委員

富合の江野でございますけれども、来月、毎年8月の第一土曜日にふるさと祭をする訳でございますけれども、今年も1週間ぐらい前だったですかね、企業さんに花火のスポンサーあたりを行政の方と私たち事務局で参ったんですけれども、今年は新幹線の工事があっておりますので、スーパーゼネコンさんとかいろいろな方々からですね、多くのスポンサーを花火の資金にですね、今いただいておりますけれども、是非ですね3時間ぐらいの祭ですけれども、町内外から多くの御参加いただいて、盛り上がっておりますので、今日御参加の職員の方に是非、遊び方々来ていただければと思いますのでその辺もよろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございます。私も村崎町長さんから案内を受けているもので、是非委員さん方も都合のつく方は行っていただきますように私の方からも、お願いしたいと思います。

他に何かございませんでしょうか。それでは、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第37号「都市計画の取扱いについて」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

195頁をお願いいたします。都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行の

まま新市に引き継ぐというものでございます。197頁に都市計画区域が書いてございます。宇土都市計画区域に富合町の方は現在入っておられます。この現行の形のまま、現状においては新市に引き継ぐものとするものでございます。次の頁の都市計画区域区分につきましても現行のまま新市に引き継ぐものでございますが、用途地域は同様にございますが、これは地域の種別、住居地域でございますとか商業地域、工業地域といったものの用途地域でございますが、都市計画区域区分につきましては、市街化区域、調整区域は現在富合町にございません。この現行のまま引き継ぐものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がございました協議第37号につきまして御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。どうぞ、松永委員さんお願いいたします。

松永委員

富合の松永です。非常に都市計画については、富合町は重点ポイントでございます。よって次の承認のときに、ある程度の調整具体内容が出ないと承認できないと思います。それは、なぜかといいますと、現況では宇土都市計画区域に入っていると。実際的には熊本都市圏離脱、皆さんご存知と思いますけれども、離脱したときに富合町が1万人以内ということで宇土都市計画区域の方に入っております。合併と都市計画は別問題だといわれてきておりましたが、しかしながら、富合町は非常に農業主体の町でございます。そういった部分で非常に農業が多いということで、熊本市が政令都市を目指しておられると。その政令都市になったときに、市街化区域、市街化調整区域といった2つの区域になります。今の現状ではですね、県の権限になっておりますので、現状的にはですね熊本市という形の中では関係ないかもしれませんが、政令市ですね、政令都市になったときには、市街化区域、市街化調整区域、これは宇土都市計画に入ってますので、政令指定都市になったならば宇土都市計画区域も市街化調整区域、市街化区域区分になされるということで、これは現状のままいっても、政令指定都市になった場合には、宇土都市計画区域になった場合ですね、もちろん宇土市の方ですね。もちろん外してくれというふうに言われると必ず思います。そこで、今日はお答えできる範囲でいいんですが、熊本市が政令指定都市になった場合には、熊本市の権限はどこまであるのかお聞かせ願いたいと思います。

会長

事務局の方からようございますか。

事務局 熊本市 都市計画課

熊本市の都市計画課でございます。政令市になったときに、御紹介されたように、現在

富合が宇土都市計画区域に入っておりますので、そのとき政令市になったときには線引きといたしますか、区域区分の設定が必要となります。宇土都市計画区域からどうするかということではその段階で協議は必要かと思っておりますけれども、区域区分、線引きの権限につきましては、県の方にございまして県の方との調整も必要かと思っておりますけれども。

会長

いかがでございましょうか。

松永委員

熊本市が政令指定都市になった場合、熊本市が都市計画について権限は持たないわけですか。

会長

どうでしょうか。

事務局 熊本市 都市計画課

都市計画の権限といたしますのは、線引きとかそういう権限のことですか。線引き、区域区分につきましては県の方の権限、協議の上での話になるんですけれども、県の都市計画決定の中で入ってくるという形になってくると思います。市の方で線引きを決定するという形ではないと。

松永委員

市の方では、ぜんぜんそのような形の中でタッチはしないということですかね。

会長

いかがでしょうか。

事務局 熊本市 都市計画課

熊本市の素案といたしますか。協議はあるかと思いますが最終的な都市計画決定自体は、県の都市計画審議会の決定ということで、市の都市計画決定ではないということでございます。

松永委員

農業の人が一番恐れていることは、要するに市街化調整区域に入ったら、また家が建てられない。市街化区域になった場合には今度は税金が高く取られるといったことの中で非常にそのへんを懸念されておるわけです。政令指定都市になった場合の条件をですね、認

識不足で今の段階では、熊本県がその権限をもっておられると思ってたんですが、政令都市になったら熊本市の方に権限が移行するのではないかというふうにお話を聞いてたものですから、その確認をちょっとしたんですが、そのへんは再度次回に調べて、できればですね、そのへんの内容に関して、富合町が市街化調整区域、市街化区域になったときの緩和という形を是非考えていただきたいという部分があったものですから、そのへんで今日はちょっとお尋ねいたしました。次回、ちょっとそのへんもよかったら都市計画課の方でも、こちらの方にですね、そういった部分で知らせていただければと思いますので、今度の定例会のときをお願いしたいと思います。

会長

富合町さんにとりましては、関心の高いテーマだと思いますので、次回までにですね、改めまして都市計画の方から説明をお願いしたいと思います。ようございますでしょうか。

松永委員

了承の意思表示有り。

会長

他、ございますでしょうか。他御質問等ありませんでしょうか。ないようでございますなら次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第38号「下水道事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

199頁をお願いいたします。協議第38号「下水道事業の取扱いについて」でございます。1、富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。2、下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合する。3、下水道受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合するものでございます。201頁の個票をご覧ください。下水道計画については、両市町このような汚水計画を持っておりますが、現状の実態のペースでは、これは計画でございまして、実際には熊本市で40年、富合町で50年くらいになるようなペースでございますので、これを熊本市の実態の40年には終わるようなペースで富合町の事業整備も行っていくというものでございます。トータル的には現在の10haの整備が15

h a ぐらいの整備になるようなおおよその見込みでございます。ちなみに現在22.1%の整備率でございますので、少しでも早急に向上させるという趣旨で、なるべく整備を進めていくというものでございます。それから、右側中段に書いてございますが、富合処理区に関します宇土市との協定については、新市との間でも継続するものでございます。それから203頁の使用料についてでございますが、これは概ね熊本市の方が、料金が安くなるのではと見込まれております。それから205頁の受益者負担金につきましては、納入方法の若干の違いがございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がございました協議第38号につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ、岩永委員さん。

岩永委員

下水道についてお尋ねいたします。冒頭ですね、富合は宇土市に繋ぎ込んでおりますね。この関係についてどうなっていくのか。そして、富合の場合は22%ぐらいの普及率でございますけれども、その場合残りは全部宇土に繋いでいくのか。また新しい考えがあるのかお聞きしたいと思います。

会長

事務局からお願いいたします。

事務局 熊本市 下水道総務課

熊本市下水道総務課でございます。処理場につきましては、処理区がそれぞれ流域計画で決められております。杉島地区につきましては熊本市の南部浄化センターに引き入れるということでございます。それから、それ以外の地区につきましては宇土市の方で処理するという流域の計画になっておりますので、それに従って事業を進めてまいりたいと考えております。

会長

ようございますでしょうか。

岩永委員

そうすると、まだ下水道が設置してないところは結局、熊本市の方で緑川を渡って処理をするということになるのでしょうか。今の説明では。

事務局 熊本市 下水道総務課

杉島地区については、熊本市の方で受け入れますけれども、それ以外の地区の汚水については、宇土市の方に接続するという形になってまいります。

会長

事務局、追加で何かありますか。

事務局

201頁をご覧いただきたいと思いますが、合併するしないに関わらず杉島は熊本市の方で処理をそれ以外は宇土市の方ということで現状なっております。それがですね、合併のとき、尚からに下書いてありますけれども、富合処理区に関する宇土市との協定については、新市との間で継続するという、このところがですね、今宇土市の方の処理場で処理していただいている協定を結んでおられます。富合町と宇土市との間で。その協定を合併後も継続していくということでございますので、今整備されていないところもですね、杉島地区以外のところは宇土市の方の処理場で処理されると、将来的にはですね。そういうことをお願いしていくということになります。

松永委員

料金等は宇土との話合いになっていくわけですかね。

事務局

使用料につきましては203頁にございますように、宇土市とがいくらということは関係なしに、熊本市と合併された場合には熊本市全域の方々と同じ使用料、従いまして簡単に言いますと、少し安くなるということになると思います。そういうふうな調整方針でございます。

宇土市とは別に、熊本市と宇土市との間での料金の交渉がございます。お一人お一人が払っていただく金額が203頁ということでございます。

会長

ようございますでしょうか。

松永委員

私が質問したのはですね、富合の場合はごみ処理の事務組合を作っております。宇土とですね。そこらへんを心配して、富合の人、宇土の人が言うには、事務組合の組合的な話を宇土と円満にいくのだろうかという、トラブルは起きやしないだろうかという気持ちがありますので、そこらへんをはっきりお願いいたします。

会長

村崎町長さんの方からお願いいたします。

村崎町長

下水、ごみ処理、火葬場といろいろとあります。明日明後日ですね、一部事務組合の連合の議会がありますので、その件についてもですね、一応私は熊本市に合併して、熊本市にお願いして、今まで構成した自治体、宇土市、宇城市、美里、城南、そういうところに絶対迷惑を掛けないような交渉を進めていきますから皆さんもよろしくお願いいたします。かえってですね、私たちが熊本市に逃げていくのがですね、後の構成自治体の皆さんが心配しておられます。昨日、金曜日ですね、車両基地の下水の問題がありましたので宇土市の議会に説明に行きました。あそこは認可区域ではございませんので、市長さんも心配してですね、宇土に支援機構の方から流してくれというような要請も富合町にあっておりましたので、私も宇土の議会の皆様方に宇土の市長さんはですね、県の仕事なので早く流してやりたいとおっしゃってましたけれども、議会がいろいろ問題がありましたので、私も議会にお願いにいきました。いろいろ嫌味は言われました。合併は反対しながら糞とか汚かつはうちに流すと言われましたけれどもですね、実態は5万5千の規模を作っておりますので、富合町と一緒にしていかなとですね、コスト面では大変問題になりますので、当然熊本市も先ほどおっしゃったとおり認可区域については宇土市に流していただくことをお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。そういうことです。

会長

事務局から何かありますか。

事務局

下水道につきましては、一部事務組合とか広域連合ではございませんので、ちょっと別といたしまして、今おっしゃいましたのはゴミとか広域連合を作っておられるもの、消防とか、これはですね次回以降にですね具体的にですね、こんなふうにしたらどうかという御提案をさせていただきたいと思っておりますので、そのときに御議論いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

会長

他にございませんでしょうか。それでは、次の協議項目に移ってもよろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第39号「上水道事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

207頁をお願いいたします。協議第39号「上水道事業の取扱いについて」でございます。1、地区営水道（簡易水道）については、合併までに未整備地区も含め町営化を諮り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。2、上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。3、簡易水道組織への補助金については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止するものでございます。209頁の個票をご覧ください。地区営水道につきましては、現在地区営の17の簡易水道がございます。今年度中に町営の水道に行われております。それを合併時に新市の水道局で引き継ぐ予定でございます。それから210頁上水道事業でございます。今、読み上げましたように水道管の老朽度や、水道管の配置状況等も調査の上、それから今後の整備方法等も十分検討の上、整備計画を進めるものでございます。それから211頁の水道補助金につきましては、現在の10分の5以内の水道施設への補助がございますが、組合での簡易水道組織でございましたので、補助金としてございましたが、町営化するために廃止するものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第39号につきまして何か御意見・御質問ありますでしょうか。ありませんでしょうか。それでは、次に移ってもよろございますでしょうか。

（了承の意思表示有り）

会長

続きまして、協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（その3）」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

213頁をお願いいたします。協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（その3）」でございます。13項目ございまして、ちょっと長くなりますが御説明いたします。各種大会等については、合併特例区の事業として継続する。その後は富合地域の独自事業として検討する。2番目、各種体育施設、公民館の運営状況、公民館使用料の事業は合併特例区の管理施設として継続する。合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで富合地域

の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。3、公民館学級、成人式の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。4、図書館の施設管理運営については合併特例区の管理施設として継続する。その後は熊本市の例により統合する。5、図書館の管理については、合併特例区の事業として管理するがその後は熊本市の例により統合する。システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する。次の頁でございます。6、図書館のサービスについては、合併時に熊本市の例により統合する。7、体育協会は合併特例区の管理団体として継続する。その後は熊本市の例により統合する。8、文化協会は合併特例区の管理団体としてこの期間は現行のとおり継続する。9、運動施設予約・案内システムは合併時に熊本市の例により統合する。ただし、予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を認める。10、学校施設一般開放管理業務については、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。11、PTA連合会他公共団体については、合併後5年間は現状のままとして継続する。ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。12、PTA連合会他公共団体への補助金は合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。13、少人数学級については新市の事業として継続するものでございます。216頁をご覧ください。各種大会と申しますのが、書いてございますのが町内駅伝大会、町民体育祭でございます。それから218頁の各種体育施設につきましては、雁回公園運動広場、屋外運動場、これは富合中学校の隣にありますテニスコートの運動場でございます。それから富合町健康づくり総合センター（雁回館）でございます。それから219頁、公民館の運営状況につきましては、アスパル富合の公民館の管理でございます。これも現状のまま5年間はするものでございます。それから221頁の公民館使用料につきましては、合併時に熊本市の施設料金をもとに統一いたしまして、富合地域について減免免除の取扱いとするものでございます。ただし右の方に書いてございますが、ホール等を公民館が事業として使用する場合は、規程にもとづいて減免するものでございます。それから222頁の公民館学級でございますが、これはさわやか学級として年8回の学習会、360人等が参加されております。これは、合併特例区の事業として継続するものでございます。成人式につきましては、茶話会を中学時の恩師を招いたりして、実施しております。合併特例区の事業とするものでございます。224頁の図書館の施設管理運営でございます。図書館も規模では市でいきますと、公民館の図書室に該当しますが、5年間は図書館分館という形で存続する体制も右下に書いてございますが、現行のままとするということでございます。それから226頁、図書の管理そのものにつきまして、システム複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合するものでございます。227頁の貸し出しのシステムについても、熊本市に統合するものでございます。その頁の下、AV資料の貸出については5年間現行のままとするものでございます。228頁の複写サービスについては、熊本市の例により統合する。5年間は現

行どおり複写サービスを実施するものでございます。229頁の図書館のサービスでございますが、これは、熊本市が移動図書館、郵送貸出、をやっておりますシステムを富合地域にも適用するというものでございます。それから231頁の体育協会につきましては、住民に深い団体であると、町民体育祭や駅伝大会を実施し、それから各種団体への出場等の支援を常日頃行われておりまして、非常に住民との係わり合いが深いということで、合併特例区の管理団体として継続するものです。それから233頁の文化協会につきましては、先ほど出ました文化祭の開催を実施されております。その他地域文化の保存・継承等にも役立つ協会でございますので、合併特例区期間継続でございます。それから234頁、運動施設の予約案内システムでございます。町内・町外の予約の開始の時期を1ヶ月ずらしてございますが、5年間継続するものでございます。235頁の学校施設の一般開放については、現在されてない小中学校体育館、武道場等につきましては管理人を配置し、一般開放を行っていくものでございます。それから236頁のPTA連合会、他公共団体につきましては、5年間の限度で一本化できる団体については、その間に一本化いたしますが、5年間は限度として現状を継続するというものでございます。補助金も同様の取扱いでございます。それから最後の238頁、少人数学級でございますが1、2年生は、県事業でやっておりますが、3、4年生は熊本市の方で単独で実施しております。校舎は教室がございますので、常勤講師の確保を行って熊本市の制度を適用するものでございます。長くなりましたが、以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第40号につきまして御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。それでは、次の協議項目に移ってもよろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして、協議第42号「その他の事業の取扱いについて(その2)」について事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

239頁をお願いいたします。協議第42号「その他の事業の取扱いについて(その2)」でございます。1、その他の事業のうち町内自治会活動支援事業、地域コミュニティセンター運営・建設事業につきましては、富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。2、行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助金については、新市において検討するものでございます。241頁の町内自治会活動

支援事業でございますが、5年後に、合併特例区期間後に振興補助や自治協議会、こういった制度に適用するということになります。242頁、地域コミュニティセンター関係につきましても5年後町内自治会制度移行後に熊本市の例にあわせると。行政広報施設補助金につきましては、マイク放送施設補助がございますが、富合町が町内自治会制度に移行するまで5年間は現行を継続するというものでございます。移行期間内に利用状況等を調査しながら補助制度の必要性について検討しておくというものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第42号につきまして御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。ありませんでしょうか。

(ないとの意思表示あり)

会長

それでは、ないようでございますので、次に移らせていただきます。協議についてはこれで終わりでございます。それでは、最後になりますが、その他がございます。委員の皆様から何かございませんでしょうか。お知らせや報告、あるいは全体を通しての御意見、何でも結構でございますが。

どうぞ、お願いいたします。

西村委員

富合の西村でございます。今回の提案の中で8号は処理されましたけれども、特例区になった場合のですね、具体像をですね、富合町のですね。それを例示していただきたいんですけれども。広報等でみんなが知ることができるように配慮していただきたいと思えます。

会長

事務局の方からいいですか。

事務局

今日、特例区を決めていただきまして、順々にだいたい特例区で実施するという項目がございました。次回に決定されるということになります。まだ、もうちょっと特例区で実施するような事業がございます。それが、だんだん積み重なっていきましてほしい特例区で何をするのか全部、ここで決めていただくことになります。それから特例区というものがこういうものかということと広報、周知させていただけたらと思えます。もうちょっと

と協議中ということでございます。よろしくお願ひいたします。

会長

他に何か御意見・御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ、森川委員さんお願ひいたします。

森川委員

富合の森川です。今回、熊本市・富合町新市基本計画の素案が出ましたが、合併の一番のメリットというのは、2つ以上の自治体が1つになって新しいことができるというのが1つメリットだと思うんで、それが具体的にこの新市基本計画の中に謳いこまれるんだと思います。これを最終的な案を経過として承認するのはこの場だと思うんですが、それまでに熊本市民の方、あるいは富合町民の方がどういった形で基本計画の策定なんかに意見を伝えることができるのか、あるいは最終的に基本計画の素案を承認するまでのプロセスなんかを今考えられていることを出していただければと思います。

会長

事務局からお願ひいたします。

事務局

熊本市の方から申し上げさせていただきます。6日の日から熊本市はパブリックコメントという制度を用意しておりまして、市民の方に広く基本計画をお示しして御意見をいただくということになります。それと、同時に15日から31日まで市内5箇所です、説明会をいたします。説明会の中でもいろいろ御意見をいただくということになります。そういう御意見と協議会での御意見というものを合わせまして8月にですね、成案ということで案というものを作らせていただきまして、また協議会の方に出させていただきますと思っております。富合町の方では、私が伺っているかぎりでは、2回全体的な説明会をなさるといふうに聞いております。それから、後、合併の検討会議というものがございませぬ。そちらの方でも御意見を聞かれるということで、区長会でも御意見を聞かれるとかで、いろんなところで基本計画についての御意見を聞かれるという予定であると伺っております。そういうことで、皆さんの御意見をいただきながら8月に成案をとということで、作業を進めている状況でございます。

会長

ようございますでしょうか。他に何かございますでしょうか。ございませんでしょうか。

事務局から何か報告事項はありませんか。

(ないとの返答有り)

会長

それでは、ないようでございますので、これをもちまして議事を終了させていただきます。皆様方の長時間に渡りましての御協力に心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を協議会副会長であります、村崎富合町長が申し上げます。

副会長挨拶

村崎 秀 富合町長

委員の皆様方、事務局の皆様方、またマスコミの皆様方、長時間に渡りました大変ありがとうございました。

そして、今日は報告2件、また案件につきましては特例区を含めて15件を承認していただきました。そしてまた農区長制度については、継続審議ということでございますので、また事務局の皆様方にもこのとき立派な説明ができるようお願いしたいと思っております。また、合併特例区を承認いただきまして、本当にありがとうございました。富合町といたしまして、申し上げたとおり住民説明会を16日と21日にしたいと思っております。また、委員さんの理解を得ながら、そして町民の理解を得ながら素晴らしい合併ができるように私たちも努力していきたいと思っておりますので、今後とも委員の皆さん方も含め事務局の皆さん方の御協力をお願いしたいと思います。大変長い間御苦勞でございました。ありがとうございました。

午後4時30分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年 7月30日

署名委員

金子雄子

署名委員

宮原スエ子